

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
堺聴覚支援学校	職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。 <table><tr><td>職員</td><td>事実発生時期</td><td>件数</td></tr><tr><td>A</td><td>令和5年11月</td><td>1件</td></tr></table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和5年11月	1件	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	事実発生時期	件数						
A	令和5年11月	1件						
措置の内容								
検出事項について、当該職員から勤務実態を聴取し、実績入力となされずに放置された状態であったことを確認した。時間外勤務実績登録を行った上で、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。 検出事項の原因は、申請者が時間外実績登録を失念したことと、直接監督責任者が逐次又は月末に実績登録の未入力の有無の確認を行っていなかったことによる。 再発防止に向けて、事務長から当該職員を含めた事務職員全員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するように注意喚起を行った。また、直接管理責任者が逐次又は月末に実績登録の未入力の有無の確認を行うこととした。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接管理責任者が確認を徹底し、適切な服務管理を行う。								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月16日）